

別記  
第1号様式（第14条関係）

環境マネジメントシステム導入報告書

|  |  |  |
|--|--|--|
| ( 宛 先 ) 京 都 府 知 事                          |  | 令和5年 7月 2  |
| 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）<br>大阪市西成区花園南1丁目4番4号 |  | 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）<br>株式会社エイチ・ツー・オー商業開発<br>代表取締役社長 今井 康博 |
| 環 境 マ ネ ジ メ ン ト シ ス テ ム の 名 称              | イズミヤ独自環境マネジメントシステム（イズミヤのシステムに準じる）  |  |
| 適 用 範 囲                                    | 本社及び店舗   |  |
| 導 入 年 月 日                                  | 令和2年 4月 1日   |  |
| 認 証 番 号                                    |  |  |
| 基 本 方 針                                    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 環境と人にやさしい商品の仕入れと開発（グリーン購入）を推進</li> <li>2. エネルギー使用量の削減など地球温暖化対策に取り組む</li> <li>3. 廃棄物の減量と資源の有効利用に取り組む</li> <li>4. 啓発活動やコミュニケーション活動を行い、地域・お取引先さまとのパートナーシップ活動を実施</li> </ol>  |  |
| 環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標（以下「目標」という。）     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1、グリーン購入</li> <li>2、地球温暖化防止</li> <li>3、資源の有効活用</li> <li>4、廃棄物の削減</li> <li>5、環境コミュニケーション</li> <li>6、法律対応</li> </ol>  |  |
| 目標を達成するための取組の内容                            | <ol style="list-style-type: none"> <li>1、環境配慮型商品の販売</li> <li>2、店舗のCO2削減、環境に配慮した設備の導入</li> <li>3、マイバック持参運動の推進</li> <li>4、店舗へのごみ計量器の導入による廃棄物削減、食品廃棄物の削減</li> <li>5、エコ月間の実施、エコ学習会の実施、店舗への啓発</li> <li>6、食品リサイクル法、容器包装リサイクル法、廃棄物処理法等への対応</li> </ol>               |  |
| 目標を達成するための取組の進捗状況                          | <ol style="list-style-type: none"> <li>1、環境配慮型商品としてPB商品及びNB商品の販売実績の管理</li> <li>2、省エネ設備への入替やLED照明の導入</li> <li>3、全店有料化</li> <li>4、計量器導入店舗の拡大</li> <li>5、環境コミュニケーションの拡大</li> <li>6、食品リサイクル施設への持込み、容器の薄肉化、廃棄物の分別による減量</li> </ol>                                 |  |
| 目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価                | <ol style="list-style-type: none"> <li>1～6において、順次進めていき、数値目標にたいしてほぼ達成できている。</li> <li>ただし、環境配慮型商品については、PB商品・NB商品の種類の把握</li> <li>2については、改装だけでなく店舗全体でLED化を行っている。</li> <li>3については、2020年7.1～全店有料化により、持参率の大きく伸びた。</li> <li>5については、コロナの影響で縮小となったが実施はしている。</li> </ol> |  |
| 事業活動に係る法令の遵守の状況                            | <ol style="list-style-type: none"> <li>1、京都市、京都府地球温暖化対策条例等の各行政の条例対応（大阪府、兵庫県、神戸市）</li> <li>2、容器包装リサイクル法の対応（報告と支払）</li> <li>3、食品リサイクル法の対応（報告）</li> <li>4、省エネ法の対応</li> <li>5、フロン排出抑制法への対応</li> </ol> 関連法規の遵守状況について、これまで違反及び行政当局からの指摘はなかった。                      |  |
| 環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容                    | 評価の実施及び見直しの検討については、原則として1年に1回実施することとしている。<br>2015年版ISO14001に準拠した形の規程。3カ年計画を立て、以下の事項を会社組織全体として主体的に推進することとしている。<br>①エコ学習会の機会を店舗で拡大 ②順法対応として、店舗での廃棄物適正管理への啓発及び分別リサイクル ③食品リサイクル率アップのための取り組み及びレジ袋有料化店舗の拡大等に取り組む。  |  |

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合にのみ記入してください。